

影響回避を検討

生活保護引き下げで政府

政府は5日の閣僚懇談会で、生活保護費のうち生活費に当たる「生活扶助」が引き下げられることで保育料免除などの制度に影響が及ぶ問題について、影響が及ばないよう対応する方針を確認しました。生活保護基準引き下げを批判する世論に押されたもので

低所得世帯への保育

料免除や就学援助、個人住民税の非課税限度額などは、生活保護の基準額を参考に決められています。住民税の非課税限度額については、影響が開始する2014年度以降の税制改正で対応するとし、就学援助など地方自治体が対象世帯を決める制度については、政府の方針に理解を求めた上で判断するよう自治

体に通知を出すといえます。しかし対応は自治体次第であり、どうなるかは不透明です。

田村憲久厚生労働相は同日の閣議後記者会見で「われわれとしては影響が出ないようにお願いする」と述べました。

政府は、物価が下がっているなどとして、今年8月から生活扶助基準を最大10%と大幅に引き下げようとしています。

他の制度には影響しないよう対応するとい

うことは、生活扶助基準の引き下げに、そもそも道理がないことを示しています。

また、厚労省は、生活保護基準に配慮して決めるとされている最低賃金について、生活保護基準引き下げの影響が「ただちに及ぶものではない」とし、「最低賃金審議会で労使関係者と丁寧調整しながら取り組む」としています。これでは、最低賃金引き上げに及ぼす悪影響はぬぐえませんが、